

ベトナムの法律調査

No.	大項目	小項目	処罰内容
1	窃盗	1 1万円～25万円以下窃盗の場合	6月～3年の懲役
		2 25万円～100万円以下窃盗の場合	2年～7年の懲役
		3 25万円～100万円以下窃盗の場合	7年～15年の懲役
		4 250万円以下窃盗の場合	12年～20年の懲役
2	賭博	1 2,5万円以下賭博の場合	現金で5千円～1万円ぐらいの罰金
		2 2,5万円～25万円以下の場合	現金で10千円～50万円ぐらいの罰金 また、6月～3年の懲役
		3 25万円以上の場合	3年～7年の懲役
3	麻薬 販売 行為	1 麻薬販売の行為	2年～7年の懲役
		2 組織で販売の行為	7年～15年の懲役
		3 2回目以上で販売行為	
		4 大麻等の樹液を500グラム～1kg以下の販売行為	
		5 Heroin、Cocain、Methamphetamine等の 5グラム～30グラム以下の販売行為	
		6 大麻料の葉っぱや種や木の根等で 10kg～25kg以下の販売行為	
		7 液体の麻薬の0.1リットル～0.25リットル以下の販売行為	
		1 大麻等の樹液を1kg～5kg以下の販売行為	
		2 Heroin、Cocain、Methamphetamine等の 30グラム～100グラム以下の販売行為	
		3 大麻料の葉っぱや種や根等で 25kg～75kg以下の販売行為	
		4 液体の麻薬の0.25リットル～0.75リットル以下の販売行為	
		1 大麻等の樹液を5kg以上の販売行為	20年の懲役、無期懲役 または、死刑
2 Heroin、Cocain、Methamphetamine等の 100グラム以上の販売行為			
3 大麻料の葉っぱや種や根等で 75kg以下の販売行為			
4 液体の麻薬の0.75リットル以上の販売行為			
4	麻薬 使用 行為	1 麻薬の使用行為	2年～7年の懲役
		2 2回以上で麻薬の使用行為	7年～15年の懲役
		3 2名以上で麻薬の使用行為	
		4 13才以上～18才未満の人と麻薬の使用行為	
		5 妊娠中と知っているのに、その人と麻薬の使用行為	
		6 薬物依存症治療中の人との使用行為	
		1 麻薬使用行為で他人の健康を61%以上悪化させてり、 死亡させたりする行為	
		2 麻薬使用行為で2名以上に健康状態を31%～60%悪化させる行為	
		3 13才以下の人と使用行為	
		1 麻薬使用行為で2名以上に健康状態を61%悪化させる	20年の懲役、無期懲役 または、死刑
2 2人以上を死亡させる行為			
5	大麻 栽培 行為	1 大麻や大麻料等の栽培	3月～6月の懲役
		2 懲役期間満期後、再違反の行為	
		3 500本～3000本の麻薬の木を栽培する行為	
		1 組織で栽培の行為	3年～7年の懲役
		2 3000本以上の麻薬の木を栽培する行為	
		3 栽培に再違反の行為	